様式第９号

人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）

（施設等・運営）

支給・不支給決定通知書

令和　　年　　月　　日

殿

労　働　局　長

　令和　　年　　月　　日付けで支給申請のあった人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）の支給については、審査の結果、下記のとおり（支給・不支給）決定したので通知します。

記

　１　支給決定額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　２　支給決定年月日　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　３　支給決定番号　　　　　　　　第　　　　　　　　　　　　号

　４　支給しない理由

（注）

１．偽りその他の不正行為により助成金の支給を受けた場合や助成金の支給すべき額を超えて支給を受けた場合等は、支給した助成金の返還を求めます。

２．支給した助成金について、事後的に調査を実施する場合があります。

３．支給申請時に提出した関係書類の原本や写し等は、支給決定がされた時から５年間保存してください。

４．支給した助成金は、政治資金規正法第22条の３第１項に定める寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものとして判断しています。

※寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金の支給決定通知を受けた日から１年間、政治活動に関する寄附をすることができません。